

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、北部水みらいセンターに設置されているベルト型ろ過濃縮機が経年劣化により不具合が発生している為、不良品の取替を行ない、本来の機能を回復させるものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものです。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施したメタウォーター株式会社関西営業部以外になく、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則第62条関係の運用第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。